平成２０年（フ）第２６２１号
大阪府摂津市別府２丁目24番11号
破産者　土井　憲一
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３７８３号
大阪府寝屋川市三井が丘１丁目９番20―309号
破産者　新美　妙子
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第３９９１号
大阪市城東区東中浜７丁目５番８号
破産者　山城芙美子
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６９６５号
大阪府八尾市西木の本３丁目118番地
破産者　上野山明男
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７２１４号
大阪市淀川区東三国２丁目32―７ノルデンハイム東三国ⅢＡ棟1002号室、開始決定時の住所大阪市平野区喜連５丁目２番20号
破産者　谷垣　卓明
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第８５５８号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番７―302号室、住民票上の住所滋賀県伊香郡西浅井町大字横波238番地
破産者　藤原　将騎
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７６号
大阪府吹田市千里山東１丁目15番11―402号
破産者　門田　　弘
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１００号
大阪府富田林市喜志町５丁目１番４号305
破産者　祐村　和雄
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２０年（フ）第１６６１号
神戸市東灘区魚崎北町４丁目４番15号　サンプラザハイツ103号、前住所神戸市東灘区魚崎中町２丁目１番11号
破産者　木場　忠明
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１８７７号
神戸市兵庫区御崎町２丁目13番１―905号　パークサイド御崎
破産者　飯塚　和美
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成１９年（フ）第１１７４号
兵庫県尼崎市上坂部３丁目21番22号
破産者　平井　泰行
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第９９７号
兵庫県西宮市河原町５番35―103号、破産手続開始決定時の住所大阪市淀川区田川３丁目１番37―204号
破産者　松本　幸孝
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０４０号
兵庫県尼崎市大庄西町４丁目３番７―306号、前住所兵庫県尼崎市大庄西町４丁目14番１号
破産者　坂本木材こと　坂本　昭範
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３６号
広島県呉市中通２丁目８番17―606号
破産者　加藤　陽久
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２１年（フ）第４１号
北海道釧路市大楽毛182番地　エーコー大楽毛Ｂ106
破産者　松橋　香織（旧姓板倉）
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２１年（フ）第３２号
神奈川県座間市座間２丁目2731番地の７
破産者　河野　一男
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第７号
滋賀県彦根市後三条町621番地４
破産者　西田　喜一
1　決定年月日　平成21年７月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部